

2025 年 9 月 12 日

EU データ法に基づく情報通知

株式会社日立産機システム(以下「日立産機」)及びその関連会社(以下「弊社」)は、規則 (EU) 2023/2854 (データ法) に従い、弊社製コネクテッド製品 (以下「本製品」) をご利用になられるお客様(「お客様」)に、以下の情報をご提供申し上げます。「関連会社」とは、日立産機によって直接的又は間接的に支配される日立産機グループの法人を意味します。

(a) 製品名	プログラマブルロジックコントローラ EHV シリーズ CPU モジュール, MICRO-EHV シリーズ 基本ユニット
(b) 製品データの種 類・形式、推定 生成量	ログデータ： ファームウェアは、エラー履歴、操作履歴を内部メモリ上に 固有のコードで保存します。 データ量： EHV シリーズ 最大 512 バイト MICRO-EHV シリーズ 最大 2,048 バイト
(c) 製品が継続的に リアルタイムで データを生成で きるか否か	ログデータは継続的にリアルタイムで生成されます。
(d) 製品が機器上、 又はリモートサ ーバー上にデー タを保存するこ とが出来るか否 か	機器上又はリモートサーバー上におけるデータ保存の可否： [機器上] 可 [リモートサーバー上] 否 (上記が可能である場合) 意図されたデータ保存期間： [機器上] 無期限 (ただしバッテリーで保持)
(e) 製品データにつ きユーザーがア クセス・取得 (場合に応じ削 除) するための 方法等	製品データにつきユーザーがアクセス・取得するための方法 (技術的手段を含む)： [機器上] ログデータはプログラミングソフトウェアを使用して、「CPU 履 歴」を参照する操作を行うことで参照できます。 なお MICRO-EHV シリーズは USB メモリにファイルの形式で取得 することが可能です。 (ユーザーによる製品データの削除が可能である場合) 製品デ ータを削除するための方法 (技術的手段を含む)：削除する方法 はありませんが、バッテリーが切れると初期化されます。 上記に係る利用条件： ログデータはプログラミングソフトを使用することで誰でも参 照、取得が可能です。 サービスの品質： お問い合わせ時にプログラミングソフトで保存したファイルの 提供をお願いする場合があります。故障調査のため返却品から ログデータを読み出す場合があります。
(f) その他の情報	お問い合わせ時に必要に応じてログデータの提供をお願いす ることがあります。 保存期間： 1 カ月

【データの利用に関する指針】

弊社は、上記の内容に加えて、規則（EU）2023/2854（データ法）に従い、以下のデータ利用に関する規定を遵守致します。

1. 弊社によるデータの取得

- ・弊社は、お客様からのお問い合わせ時に、その調査のために必要なデータの提供をお願いする場合があります。
- ・弊社は、故障調査のため返却品からその調査のために必要なデータを読み出す場合があります。
- ・取得したデータについて、前述の(f)で規定した保存期間以降は弊社では保全の責を負いません。弊社において保全されていない場合はデータを提供できない事があります。お客様にてバックアップ等の対応をお願いします。
- ・本指針は、お問い合わせの調査のために取得されたデータについて、それがデータ提供に関する合意の成立日以前に提供された場合でも、遡及的に適用されます。

2. 取得したデータの利用目的

- ・1項で取得したデータは、本製品に関連するサポート、保証、その他これに類するサービスを提供するためのみに利用します。

3. 非個人データの第三者との共有

- ・1項で取得したデータは、2項で記載した目的のために利用することを目的に、製品の製造および販売に関係した第三者にデータを共有する場合があります。

4. お客様の要請によるデータの共有

- ・1項で取得したデータは、お客様の要請に応じて、お客様の指定する第三者のデータ受領者に提供します。データ提供方法については、その都度調整とさせていただきます。

販売店およびセットメーカー様へのお知らせ

本製品を再販、または本製品以外の製品やお客様の製品と組み合わせて販売する等の目的でお客様と直接契約される場合、契約に先立ち本情報通知の内容をお客様にご提供いただきますよう、お願い申し上げます。ご提供されない場合、貴社はデータ法違反により処罰される可能性がございます。